

II. 学術調査検討委員会によるこれまでの検討成果

1. 鳴門海峡の渦潮の世界遺産登録における該当クライテリア

1) 世界遺産について

世界遺産とは、世界遺産委員会が記載基準に照らして顕著な普遍的価値（OUV：Outstanding Universal Value）があると認められるものとして「世界遺産一覧表」に記載する文化遺産及び自然遺産をいう。

世界遺産のカテゴリーには、世界文化遺産・世界自然遺産・世界複合遺産があり、鳴門海峡の渦潮は世界自然遺産登録を目指すものである。

表-3 世界遺産のカテゴリー

カテゴリー	対象
文化遺産	世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建築物群、遺跡を対象とする。
自然遺産	世界的な見地から見て観賞上、科学上又は保全上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象とする。
複合遺産	文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するものを対象とする。

2) 該当クライテリアの検討について

世界遺産一覧表記載基準は、以下のクライテリア（評価基準、登録基準）の 1 つ以上に合致する世界的に見て類まれな価値を有し、法的措置により評価される価値の保護・保全が十分担保されていること、管理計画を有すること等の条件を満たすことが必要となる。(i) から (vi) は世界文化遺産のクライテリアであり、世界自然遺産登録のクライテリアは (vii) から (x) である。

鳴門海峡の渦潮の世界遺産登録に向けて、該当するクライテリアを検討すると、登録対象の主体としている「渦潮」は海洋における自然現象であり、その美しさや人間が感じる美的価値が評価されるものであるため (vii) 自然美に値すると考える。また、渦潮を発生させる主要な要因は鳴門海峡の地形そのものであり、これは (viii) 地形・地質のクライテリアとして評価されると考える。

表-4 世界自然遺産におけるクライテリア（※自然遺産は (vii) から (x)）

- | |
|---|
| (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。 |
| (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。 |

- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化（又は複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）
- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある。（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。 → “自然美”（ex.屋久島）
※鳴門海峡の渦潮の場合「渦潮」
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。 → “地形・地質”
※鳴門海峡の渦潮の場合「鳴門海峡」
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。 → “生態系”（ex.知床、白山山地、小笠原諸島、屋久島）
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。 → “生物多様性”（ex.知床）

なお、鳴門海峡の渦潮の自然分野に関する情報収集から推察されることとして、世界自然遺産のクライテリア（ix）生態系及び（x）生物多様性については、一定の特徴はあるものの、顕著な普遍的価値として評価することは非常に難しいと考えられる。